

障がいのある人もない人も、共に生きる社会の実現を



4月から「障害者差別解消法」が始まります。これは、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるよう、障がいを理由とする差別を解消するための法律です。この法律の対象となる機関は、行政機関や民間事業者ですが、障がいのある人が社会参加するためには、障がいを理由とした差別をなくす必要があります。一人一人が障がいについて理解し、互いに人格や個性を尊重し合える社会をつくりましょう。

□問い合わせ 社会福祉課 26-22111（内線181）

「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止に

法律では、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の二つの禁止事項が定められています。

不当な差別的取り扱い

不当な差別的取り扱いとは、障がいのある人に対して行う次のことを指しています。

- ◆ 正当な理由無く、障がいを理由として、サービスや各種機会の提供を拒否すること。
- ◆ サービスや各種機会の提供に当たって場所や時間帯などを制限すること。

合理的配慮の不提供

◆ 障がいのない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害すること。

合理的配慮として望ましい例

- ◆ 車いすを使用する人のために出入り口にスロープを設置するなどして段差を解消する。
- ◆ 視覚障がいのある人に書類などの内容を読み上げて説明する。
- ◆ パソコンの読み上げソフトが機能するように、ウェブサイトに画像で文字を掲載しないようにする。

- ◆ 聴覚障がいのある人に筆談など、音声によらない方法で伝える。
- ◆ 説明書やパンフレットの文字を大きくしたり、振り仮名を付けたりする。

差別にならない場合

- ◆ 次のような場合は、差別に当たらないものとして扱います。
- ◆ 正当な理由がある場合

正当な理由があつて、合理的配慮の提供による障がいのない人と異なる取り扱いをした場合です。安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止など、個別な状況に応じた総合的な判断によるものです。

優遇する場合

合理的配慮を行うための特別な措置を行うため、障がいのある人を障

がいのない人と比べて優遇する場合があります。

過重な負担がある場合

業務や事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用や負担の程度、財務状況など、過重な負担に当たると判断した場合は、

状況を確認する場合

合理的配慮を提供などするために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいのある人に障がいの状況などを確認する場合があります。

「」の法律の対象

対象となる機関

機関名	不当な差別的取り扱い	障がい者への合理的配慮
行政機関	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務

※民間事業者には、個人事業者やNPOなどの非営利事業者も含みます

対象となる「障がいのある人」

対象となる「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難な人。障がい者の手帳を持っていない人も含まれます。

不当な差別的取り扱い

差別となる具体例



障がいがあることを理由にスポーツクラブなどへの入会を断る。



車いすを使用していることを理由に店などの入店を断る。

合理的配慮の不提供

差別となる具体例



災害時の避難所で、聴覚障がいがあることを伝えていたが、情報を音声でしか伝えない。



障がいで理解しづらい人に、難しい漢字が多い説明書などを渡すだけ。

合理的配慮として望ましい例

望ましい取り組み



聴覚障がいがある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をする。



車いすの利用者などのために、店の入口にスロープを設置して段差の解消をする。